

令和6年度 おおぎみこども園入園の申込について

「子育て支援法」の規定により、毎年新たな認定がされます。また、年度途中でも保育の必要事由に変更が生じた場合は、その都度新たな認定がされます。給付費に係る認定なので監査の対象になります。正確な記入をお願いします。

土曜日保育についても該当する保育の必要性を守っていただきますようお願いいたします。

- ◎ 申込期間…令和5年11月1日（水）～12月15日（金）
- ◎ 申込対象…0歳（生後6ヶ月以上）～就学前の乳幼児
- ◎ 申込書類提出先…大宜味村教育委員会
又は おおぎみこども園

◎ 申込提出書類 ※詳しくは資料3ページをご確認ください。

① 利用申込書（施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書（現況届））

② 同意書 ③ 申告書

④ 家庭で十分な保育が出来ないことを証明する書類

※2号認定、3号認定を希望する方のみ提出。

（就労・内職・自営・出産・病気・看護・求職活動等の証明書）

※事実に相違した場合は入園ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

⑤ 対象児童の健康診断書（在園児は不要です。特に用紙の指定なし）

※令和5年1月1日時点で大宜味村に住所がない保護者の方は課税状況の確認のため、課税証明書の提出、又は、マイナンバーの提出が必要です。

※兄弟姉妹で入園申込みを希望される場合は、③・④は1部だけの提出で構いません。

お問い合わせ 大宜味村教育委員会 学校教育係（0980）44-3006

◎令和6年度の年齢別クラスの区分◎

クラス	児童の生年月日	クラス	児童の生年月日
0歳児	令和5年4月2日生～	3歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日生
1歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日生	4歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日生
2歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日生	5歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日生

令和6年4月1日時点での
満年齢で数えます♪



1. 支給認定と利用区分について

【保育の必要性の認定申請】

こども園等の施設の利用を希望する場合は、保育の必要性の認定を受ける必要があります。認定の区分によって、施設の利用時間が変わります。

認定区分		利用時間	年齢	保育の必要性
教育時間認定	1号認定	8:30~13:30	3~5歳児	「教育」を希望する場合
保育認定	2号認定	8:30~16:30	3~5歳児	「保育の必要性の事由」に該当し、「保育」を希望する場合
	3号認定	7:30~18:30	0~2歳児	

【利用区分について】

保育を必要とする事由に応じて、保育の必要性量を次の2つのいずれかに認定します。

保育標準時間

利用時間 7:30~18:30 (11時間)
 (フルタイム就労を想定した利用時間)
 ※1ヶ月あたり120時間以上の就労、妊娠・出産等

保育短時間

利用時間 8:30~16:30 (8時間)
 (パートタイム就労を想定した利用時間)
 ※1ヶ月あたり64時間以上の就労、育休、求職活動等

2. 保育を必要とする事由について

上表の「認定区分」の2・3号認定(保育認定)を受けるには、保護者は下記のいずれかの「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。

それぞれの事由によって提出書類が変わりますので3ページを参照ください。

就労	月64時間以上の就労
妊娠・出産	妊娠中であるか、又は産後間もない場合
疾病・障害	保護者の疾病・障害
介護・看護	同居又は長期入院している親族の介護・看護
求職中	求職中を継続的に行っている場合、または起業準備を行っている場合
就学	職業訓練校等での職業訓練含む
育児休業中 (在園児のみ)	育児休業取得中に既に保育を利用しているこどもがいて継続利用が必要であること
災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっている場合
児童虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合

※土曜日の保育利用についても上記の事由の該当が必要です。

◎保育を必要とする事由◎

保育を必要とする事由	提出書類		認定の有効期間 (利用できる期間)	保育利用時間
就労	勤務	○就労証明書 ※事業所印が押印されたもの	当該状況が続く間	標準時間 または 短時間
	自営業者	○就労証明書 ※ 添付資料 開業届、税申告書、営業許可書、青色 事業専従者給付、農業従事者資格証明書 に関する届出書の内から 1 点及び 直近 3 ヶ月分の報酬等の明細書		
妊娠・出産	○母子手帳の写し		妊娠中または 産後 8 週目の翌日の 属する月末まで	標準時間
疾病・障害	疾病	○診断書	当該状況が続く間	標準時間
	障害	○障害者手帳等		
介護・看護	○介護・看護状況証明書		当該状況が続く間	標準時間
求職中	○求職活動申立書		原則 90 日間	短時間
就学	○就学・就業証明書		卒業予定日または修了予 定日が属する月末まで	標準時間
災害復旧	○罹災証明書等		当該状況が続く間	標準時間
児童虐待・ DV			当該状況が続く間	標準時間
育児休業中 (在園児の み)	○育児休業期間が記載された就労証明書 またはその他育児休業を取得しているこ とが分かる書類		当該状況が続く間	短時間

◎注意事項

◎保育を必要とする理由や勤務先・勤務時間の変更があった場合は、速やかに必要書類を提出してください。(厳守)その都度新たに認定書が交付されます。

◎災害復旧。国際ボランティア等を除き、収入を伴わない、いわゆる「手伝い」または「協力者」は保育の必要性に該当しません。

◎大宜味村の担当職員が電話や訪問による就労実態の調査の結果、当該申告書の内容と異なる場合は虚偽申告となり、無効になります。

3. 保育料・給食費について

【算定方法について】

保育料（2歳児クラス以下）及び副食費（3歳児クラス以上）の徴収有無は、保護者（父母）の市町村民税額の合算額に基づき算定します。

3歳児～5歳児	給食費（主食費＋副食費）
0歳児～2歳児	保育料

保育料算定のイメージ（毎年9月が保育料切り替えの時期となります。）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度（令和4年度中の収入）の 村民税額に基づく保育料等						令和6年度（令和5年度中の収入）の 村民税額に基づく保育料等					

○令和5年1月1日時点で村内に住所がない方は課税状況の確認のため、課税証明書の提出、又は、マイナンバーの提出が必要です。

【給食費について】

3歳児～5歳児は給食費の徴収があります。

1号認定	月額 2,800 円（主食費 500 円＋副食費 2,300 円）※長期休暇は徴収なし
2号認定	月額 3,500 円（主食費 500 円＋副食費 3,000 円）

以下の場合、副食費が免除となります。

- ・市町村民税所得割課税額 57,700 円未満世帯。
- ・市町村民税所得割課税額 77,100 円以下のひとり親世帯等。
- ・所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども。

【保育料（こども園使用料）について】

0歳児～2歳児は保育料の徴収があります。詳しくは5ページを参照ください。

【納付について】

支払方法は2種類あります。

○口座振替

当月分を毎月10日（又は25日）に引落とし。土日祝日にあたる場合は翌営業日。

口座振替が可能な金融機関： 沖縄県農業協同組合（農協）

○納付書

当月分を月末までに納付書にて納付。金融機関・役場会計課窓口にて納付できます。

【保育料等の納付が遅れたときについて】

保育料等を毎月の納付期限内にお支払いができなかった場合は、督促手数料100円が発生し、納付書でのお支払いとなります。

3号認定利用者負担額（0歳児～2歳児）

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分				利用者負担額(月額)	
階層区分	定義			保育標準時間	保育短時間
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			0円	0円
2	第1階層を除き、年度の4月から8月分までの利用者負担額の算定にあっては前年度分、当年度の9月から3月分までの利用者負担額の算定にあっては当年度分の市町村税の額の区分が次の区分に該当する世帯			0円	0円
3	市町村民税所得割	48,600円未満	ひとり親世帯等	9,000円	9,000円
			通常分	14,200円	14,000円
4	課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円以上 97,000円未満	48,600円以上 77,100円以下のひとり親世帯等	9,000円	9,000円
			上記以外の世帯	26,100円	25,800円
5	97,000円以上169,000円未満			34,500円	34,100円
6	169,000円以上301,000円未満			40,300円	39,900円
7	301,000円以上			45,100円	44,600円

※ きょうだいで通っている場合、2人目は半額、3人目は無料です。

※ この表において「ひとり親世帯等」とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。

- (1) 母子及び父子並びに配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (3) 療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (5) 特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
- (6) 障害基礎年金等を受けている者の属する世帯

4. 5月以降の入園申込みについて

令和6年5月以降の申込みについては、下記のとおりとします。

入園は原則毎月1日となります。主に0歳児入園が対象となります。

利用希望月	申込み受付期間	利用希望月	申込み受付期間
5月	3/1(金)～4/1(月)	10月	8/1(木)～9/2(月)
6月	4/1(月)～5/2(火)	11月	9/2(月)～10/2(火)
7月	5/2(火)～6/3(月)	12月	10/2(火)～11/1(金)
8月	6/3(月)～7/1(月)	R7.1月	11/1(金)～12/2(月)
9月	7/1(月)～8/1(木)	2月	12/2(月)～1/6(月)